

# 監査報告書

令和2年5月21日

学校法人清光学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 清光学園

監事 本塚 雅英

監事 深津 茂樹

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人清光学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人清光学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における業務並びに財産の状況の監査を行いました。

その結果、下記のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法

- (1) 業務についての監査は、全ての理事会及び評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施して、業務の妥当性を検討いたしました。
- (2) 財産状況についての監査は、会計監査人である公認会計士から監査の報告及び説明を受け、かつ、必要と認められる方法を実施して計算書類の正確性を検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- (3) 今期、資金収支において収入超過に転じたことは、近年の経営改善活動の成果であると認められますが、事業活動収支における損失は継続しています。

学校法人の目的は、優れた教育を提供することにより、有為な人材を育成することにあります。その目的を達成するには、財務内容を健全な状態に維持し、安定した経営基盤を確保することが重要であり、そのための経営改善努力を引き続き求めます。

以上